

重要事項説明書

令和7年4月1日改定

事業所名	国府・中海高齢者総合相談センター		
事業の種類	指定介護予防支援事業	事業所番号	1700300047
事業所の所在地	〒923-0073 石川県小松市岩湊町46番地2		
事業所連絡先	0761-47-2921	管理者	所長 永田 奈美子
運営方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業所の介護支援専門員は利用者が要介護状態にあっても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮します。 2. 利用者の心身の状況や、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。 3. 指定介護予防支援の提供にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービスが特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。 4. 指定介護予防の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は利用者の家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。 5. 事業の運営にあたっては、小松市、他の高齢者総合相談センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等との連携に努めます。 6. 当事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するよう努める。自傷他害の恐れのある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。また、身体拘束の適正化を図る指針を定め、担当者及び委員会の設置や従業者への研修の実施などの必要な措置を講じる。 7. 当事業所は、利用者の人権擁護、虐待等の防止の指針を定め、担当者及び委員会の設置、従業者への研修の実施など必要な措置を講じます。また、サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。 8. 当事業所では、感染症予防及びまん延防止のための指針を定め、担当者及び委員会の設置や従業者への研修や訓練の実施など必要な措置を講じる。 9. 当事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針を明確にし、従業者の就業環境を害されるもしくはそのおそれのある事案に関して、必要な措置を講じる。 10. 当事業所は、業務効率化、サービスの質の向上、その他生産性向上に資する取り組みを促進し、委員会の設置やその他必要な措置を講じる。 11. 感染症や災害などが発生した場合にあってもサービスの提供を継続的に実施する又は早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定、見直しを行うと共に従業者への研修や訓練、その他必要な措置を講じる。また、医療機関と連携を図り、感染症及び新興感染症の発生時の対応を協議を行う。 12. 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。 13. 運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他重要事項の掲示を行う。 		
従業者の職種・員数	管理者兼主任介護支援専門員 1名 社会福祉士 2名 看護師 1名 ※いずれも地域包括支援センターの従業者と兼務となります。		
営業日及び営業時間	(1)営業日 月曜日から金曜日 ※国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月30日～1月3日を除く (2)営業時間 午前8時30分から午後5時30分 ※上記に関わらず24時間連絡体制をとっています		
サービス内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 介護予防サービス計画の作成 2. 指定介護予防サービス事業者との連絡調整 3. サービス実施状況の把握と評価 4. 他の指定介護予防支援事業者等との連絡調整 5. 主治医・医療機関との連絡調整 6. サービス利用・介護相談 7. 各種手続きの相談支援 		
利用料の額	法定代理受領の場合は、利用者負担はありません。 上記以外の場合は、介護報酬の告示上の額とします。		
通常の事業の実施地域	国府小学校校下、中海小学校校下、東陵小学校校下		
事故発生の防止及び事故発生時の対応	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに管理者に報告し、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。 2. 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行います。 3. 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。 4. 事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。 5. 従業者への事故防止のための研修や訓練の実施等の必要な措置を講じる。 		
苦情相談窓口	担当者：管理者 永田 奈美子 連絡先：TEL 0761-47-2921 FAX 0761-47-2968		